

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○廃川敷地等が生じた件 (河川課)	1
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定 ()	1

高知県公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施	1
○警備員等に係る検定の実施	2

告 示

高知県告示第275号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月13日

高知県知事 濱田 省司

- 河川の名称
二級河川国分川水系1支江ノ口川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年4月13日
- 廃川敷地等の位置
左岸 高知市相生町24番1地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 18.60平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第276号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月13日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
206-99-099	御手洗川(2)	須崎市赤崎町(別紙図面のとおりに)	土石流
424-95-007	橘浦川	幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに)	土石流
424-99-007	轟川	幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに)	土石流

高知県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月13日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
206-99-099	御手洗川(2)	須崎市赤崎町(別紙図面のとおりに)	土石流
424-95-007	橘浦川	幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに)	土石流
424-99-007	轟川	幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに)	土石流

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年4月13日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
 - 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - 実施期日
ア 新規取得講習
令和3年6月22日（火）から同月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
イ 追加取得講習
令和3年6月28日（月）から同月30日までの3日間
 - 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - 新規取得講習 25人
 - 追加取得講習 5人
- 受講資格者
 - 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該